

令和 6 年度障がい福祉サービス事業所等、障がい児 通所支援事業所等の運営指導の実施状況について

令和 6 年度実施状況

【指定障がい福祉サービス事業所等、指定障がい児通所支援事業所等】

- 1 実施時期 令和 6 年 7 月～令和 7 年 2 月
- 2 実施数 1 7 5 事業所等（指定単位）

人員に関する基準

○従業者の員数

設備に関する基準

○設備に関する基準

変更の届出等

○変更の届出等

給付費の算定及び取扱い

○各種加算

運営に関する基準

- 内容及び手続の説明及び同意
- 個別支援計画の作成（書類の交付）
- 運営規程
- 勤務体制の確保等
- 衛生管理等
- 掲示
- サービスの提供の記録
- 身体拘束等の禁止
- 虐待の防止
- 苦情解決
- 定員の遵守
- 契約支給量の報告等
- 事故発生時の対応
- 非常災害対策
- 水防法関係
- 業務継続計画の策定等

1 運営に関する基準

(1) 内容及び手続の説明及び同意

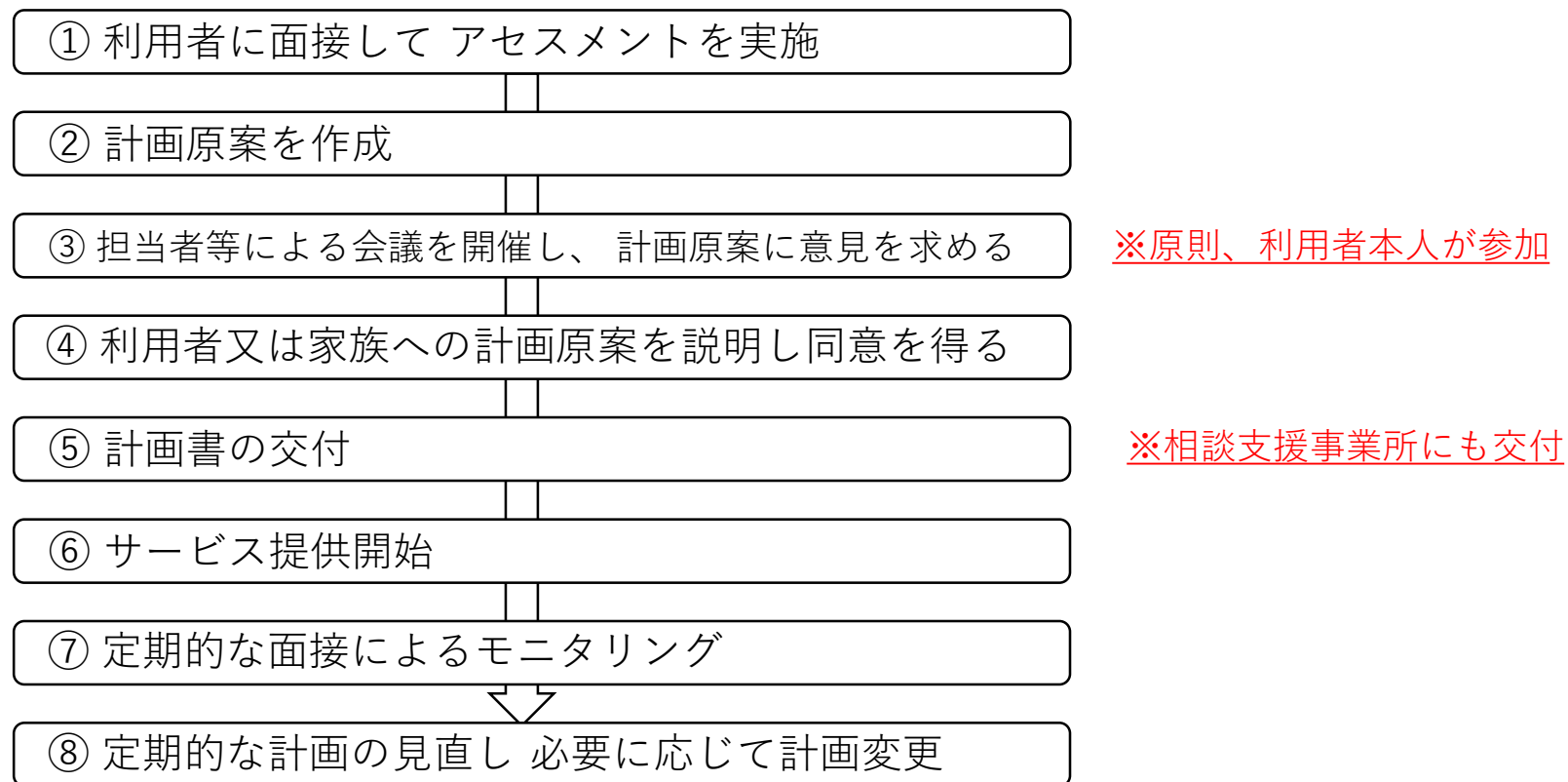
【指摘項目】	【留意点】
重要事項説明書に必要な事項の記載がない	重要事項説明書に必要な事項 運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、 苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施 状況について、必ず記載すること ※第三者評価は実施していない場合もその旨記載が必要です

(2) - 1 個別支援計画の作成（書類の交付）

【指摘項目】	【留意点】
個別支援計画の原案の作成、作成に係るモニタリングの記録、会議の記録がされていない	原案を上書きして計画を作成したため、原案が残っていないということがないようにしてください R 6 より、作成した個別支援計画を相談支援事業所に交付することについては義務化され、個別支援計画に係る支援会議には原則、本人が参加する必要があります
作成した個別支援計画を相談支援事業所に交付していない。	
個別支援計画に係る支援会議（個別支援会議）を開催する際に、利用者本人を参加させていない。	

(2) - 2 個別支援計画の作成（流れ）

「個別支援計画作成の流れ」



※ 訪問系サービス（保育所等訪問支援を除く）は上記と異なり、計画原案や担当者会議の招集等は必要ありません。詳細は基準条例を参照してください

(3) 運営規程

【指摘項目】	【留意点】
義務化となっている取組について、「～努める」という記載になっている	「身体拘束等の禁止」、「虐待の防止」、「業務継続計画の策定等」、「衛生管理等」などについては、取組が努力義務ではなく、 <u>義務化</u> されていますので、努めるという記載ではなく、講ずるというような記載に修正をお願いいたします
運営規程と重要事項説明書の記載内容が異なっている	「職員体制」や「利用者から受領する費用」など、変動しやすい内容については、記載内容に齟齬が無いようにしてください

(4) 勤務体制の確保

【指摘項目】	【留意点】
事業所ごとの従業員の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を明確にしている	事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を明確にすることが必要です ※県HPに掲載している「(参考様式7) 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を参照してください
職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発していない	ハラスメント指針を作成するだけでなく、従業員に周知・啓発することが必要です

(5) 衛生管理等

【指摘項目】	【留意点】
感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備していない	○必要な項目 ・ 平常時の対策 - 衛生管理（環境整備等） - 支援に係る感染対策（手洗い、標準的な予防策） ・ 発生時の対応 - 発生状況の把握 - 感染拡大の防止 - 医療機関や保健所 - 市町村における事業所関係課等の関係機関との連携
感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的の実施していない	訪問系 ： おおむね 6 月に 1 回 通所系・入所系： おおむね 3 月に 1 回
従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施していない	訪問系 ： 年 1 回以上 通所系・入所系： 年 2 回以上

※訪問系のサービスについては、食中毒については不要です

(6) 掲示

【指摘項目】	【留意点】
必要な事項を掲示していない	【必要な掲示物】 運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等を事業所の見やすい場所に掲示すること

(7) サービスの提供の記録

【指摘項目】	【留意点】
サービスを提供した際、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の必要な事項を都度、記録していない	サービス提供記録に必要な事項を漏れなく都度、記録すること ※入所系施設・事業所は後日一括記録可 特にサービス提供実績記録票を使用している場合は左記の事項が漏れなく記載されていることが必要です 提供したサービスの内容については、利用者が何を行ったかという視点ではなく、支援者が支援した内容を記載してください
記録に際しては、支給決定障害者等からサービスを提供したことについて確認を受けていない	サービス提供記録について本人の同意を得ること

(8) 身体拘束等の禁止

【指摘項目】	【留意点】
身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない その結果について、従業者に周知徹底を図っていない 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施していない	・ 令和4年4月1日から義務化 ・ 身体拘束適正化委員会は、少なくとも1年に1回は開催すること ・ 定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施すること
【重要】	
身体拘束等の適正化を図る措置（①身体拘束等の記録、②委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施）を講じていない場合は、身体拘束廃止未実施減算が適用となります ○減算率 入所系サービス（障害者支援施設が行う通所系サービス含む） → 100分の10に相当する単位数を減算 訪問・通所系サービス → 100分の1に相当する単位数を減算	

(9) 虐待の防止

【指摘項目】	【留意点】
虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的 に開催していない その結果について、従業者に周知徹底を図っていない 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的 に実施していない	・ 令和4年4月1日から義務化 ・ 虐待の防止のための委員会は、少なくとも1年に1回は開催すること ・ 定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施すること
【重要】	
虐待の防止のための措置（①委員会の定期開催及び従業者への周知徹底、②研修の実施、③担当者の配置）を講じていない場合は、虐待防止措置未実施減算が適用となります ○減算率 100分の1に相当する単位数を減算（全てのサービスが該当）	

(10) 苦情解決

【指摘項目】	【留意点】
苦情解決責任者と苦情受付担当者について、同一の従業者が担当している	苦情に対して、組織的な対応を図るという観点から、苦情解決責任者と苦情受付担当者について、異なる人を配置してください
苦情等の申し出のあった場合は、適切に記録を行うこと	最終的に苦情処理規程に基づき対応するに至らなかった案件についても、その対応の経過の記録を残すようにしてください

(11) 定員の遵守

【指摘項目】	【留意点】
利用定員について、利用者が定員を超える日がある	災害、虐待、その他のやむを得ない事情がある場合を除き、定員を超えてサービスの提供を行ってはなりません ※定員を超えないよう調整することが困難である場合は、定員の増加を検討してください

(12) 契約支給量（契約内容）の報告等

【指摘項目】	【留意点】
利用契約後、該当市町村へ報告が行われていなかった	【受給者証に記載すべき事項】 事業者及び事業所の名称、サービスの内容、提供する月当たりのサービス提供量、契約日
サービス提供を開始及び終了した際並びに変更があった際に、市町村へ報告していない	
受給者証に、サービスの内容や契約支給量など記載が必要な事項が記載されていない	

(13) 事故発生時の対応

【指摘項目】	【留意点】
事故が発生し、病院の受診等されるような怪我があった場合は、当該利用者の家族のみでなく、県及び市町村に報告すること。	<u>報告を求める事故等の基準</u> ・死亡又は重症 ・利用者の行方不明 ・職員の故意又は過失に起因する利用者の人員事故（通院加療を要しない程度の軽微なものを除く） ・食中毒や火災など利用者の安全確保に重大な影響のあるもの ・犯罪のおそれ、又は虐待、体罰、不法な身体拘束等重大な人権侵害のおそれがあるもの など 報告を行うべきか判断に困った場合は、報告を行うこと。

(14) 非常災害対策

【指摘項目】
非常災害に関する具体的な計画を策定すること。

(1 5) 水防法関係

【指摘項目】

該当する事業所は、水防法に基づく避難確保計画を定め、これに基づく避難訓練を実施し、市町村に訓練結果を報告すること。

(1 6) 業務継続計画の策定等

【指摘項目】

従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施していない

【留意事項】

R 6 より義務化

感染症及び災害それぞれについて、業務継続計画に基づく研修及び訓練の実施が必要です
(感染症の業務継続計画に係る研修・訓練については、感染症の予防及びまん延防止のための研修・訓練と一体的に実施することが可能)

2 変更届（障がい福祉サービス事業所等）

1	事業所（施設）の名称	13	運営規程
2	事業所（施設）の所在地	14	事業所の種別（併設型・空床型の別）
3	事業者（設置者）の名称	15	併設型における利用定員数又は空床型における当該施設の入所者の定員
4	主たる事務所の所在地	16	協力医療機関の名称及び診療科目並びに当該協力医療機関との契約内容
5	代表者の氏名及び住所	17	提供する障害福祉サービスの種類（重度障害者等包括支援の場合に限る。）
6	登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）	18	委託提供する障害福祉サービスの種類並びに委託先の事業所の名称及び所在地（重度障害者等包括支援の場合に限る。）
7	建物の構造概要、平面図及び設備の概要	19	障害者支援施設等との連携及び支援体制の概要
8	管理者の氏名、経歴及び住所	20	連携する公共職業安定所その他の関係機関の名称
9	サービス提供責任者の氏名、経歴及び住所	21	事業の開始予定年月日
10	サービス管理責任者の氏名、経歴及び住所	22	併設する施設がある場合の当該併設施設の概要
11	指定相談支援の提供に当たる者の氏名、経歴及び住所	23	同一敷地内にある入所施設及び病院の概要
12	主たる対象者		

2 変更届（障がい児通所支援事業所等）

1	事業所（施設）の名称	<u>8</u>	事業所（施設）の平面図及び設備の概要
2	事業所（施設）の所在地（設置の場所）	9	事業所（施設）の管理者の氏名及び住所
3	事業者（設置者）の名称	1 0	事業所（施設）の児童発達支援管理責任者の氏名及び住所
4	主たる事務所の所在地	1 1	主たる対象者
5	代表者の氏名及び住所	<u>1 2</u>	運営規程
6	登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）	1 3	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容
7	医療法第7条の許可を受けた病院又は診療所であること		

3 給付費の算定及び取扱い

(1) 食事提供体制加算

(要件)

- ①当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること
- ②食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。
- ③利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録していること。

※児童発達支援センターについては別要件あり

【指摘項目】
利用者ごとの摂食量、体重又はBMI（おおむね6月に1回）を記録していない

(2) 福祉専門職員配置等加算

【指摘項目】
加算届提出後、職員配置が変更となり、加算要件を満たさなくなっている
加算の要件を満たしていないにもかかわらず、上位区分の加算を取得していた

(3) 送迎加算 ※指摘の多かった項目

【指摘項目】

送迎を行った職員名、利用者名、送迎区間、送迎時間等の送迎記録簿を記載していない

居宅以外の場所へ送迎するときは、事前に利用者と合意の上、特定の場所を定めておくこと
※利用者と合意すれば、どんな場所への送迎でも加算の算定が出来るわけではないことに注意(以下参考)

「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A VOL.2」より

問 病院や日中一時支援事業所への送迎、日中活動事業所から短期入所事業所への送迎についても、送迎加算の対象となるのか。

答 送迎加算の対象となる送迎については、事業所から居宅及びその途中の最寄り駅や集合場所への送迎が対象であり、病院や他事業所を利用するための移動は本来の送迎とは趣旨が異なり、送迎加算の対象とはならない（病院や日中一時支援事業所がたまたま集合場所となっている場合を除く。）。
なお、短期入所事業所のような利用者の宿泊場所については、居宅に準ずるものとして、送迎加算の対象として差し支えない。

(4) 欠席時対応加算 ※指摘の多かった項目

【指摘項目】
相談援助の内容の記録が残っていない
欠席連絡のあった日が記録されていない
1回の連絡で複数回加算を算定している

(5) 夜間支援等体制加算

【指摘項目】
緊急時の連絡先や連絡方法について、運営規程に定めていない（区分Ⅲの算定に必要）
届出時から体制状況が変わっているにも関わらず、届出がされていない

(6) 重度障害者支援加算

【指摘項目】
当該加算に係る支援計画シートを作成していない

(7) 地域定着支援サービス費

【指摘項目】

緊急時支援を行った場合に、要請のあった時間、要請の内容、当該支援の提供時刻及び緊急時支援の算定対象である旨等を記録していない

(8) 入浴支援加算

【指摘項目】

算定対象外の利用者への入浴支援を行っていたにもかかわらず請求を行っている

(9) 専門的支援実施加算

【指摘項目】

支援記録に支援した時間を記録していない

(10) 入院・外泊時加算

【指摘項目】
行った支援の内容を入所支援計画に記載していない

(11) 個別サポート加算

【指摘項目】
家族への相談援助を居宅への訪問、対面、オンラインいずれかの方法において、個別に行い、実施日時、内容に関する要点をまとめて記録を作成していない（区分Ⅲの算定に必要）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の遵守について

児童福祉施設（児童発達支援センター、障害児入所施設）については、いわゆる指定基準に加え、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」についても順守していただく必要があります。

児童福祉施設は毎年実地指導にお伺いすることとしておりますので、必ず「児童福祉施設の基準」についても改めて内容をご確認いただき、基準を満たすようお願いいたします。

※基準の内容は「島根県例規検索システム」または事業者ハンドブックからご確認ください

ご清聴ありがとうございました